

令和6年度事業計画書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 心の支援センター

1 今年度の事業

これまでの心の支援センターでは、悩みを抱えている人や社会的な不適応に関する方々、人間関係の改善を求めている方、心の観点から社会的な活動を希望している方などの精神的支援活動を行ってきました。

これまで当会員が自ら学んできた人間存在の本質や人間関係・コミュニケーションのあり方など実践の場である精神的な支援活動に加えて、今年度は、支援対象を明確にして、幅広く相談に応じ、情報提供・助言等を行いながら、福祉サービスの調整、提供など法律に基づいた日常生活支援活動も行います。

また、ホームページを修正し、活動の紹介やパンフレット作成などで認定カウンセラーの活動体制や環境を整えていきます。

(特定非営利活動の種類)

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

- (1) 心の相談支援やカウンセリング・心の居場所づくり事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
- (3) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (4) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (5) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (6) ひきこもりや不登校のこども及び家族の支援事業
- (7) 食を通してのコミュニケーションの場の提供事業
- (8) ワークショップ・講演会開催事業

当法人では、会員等の年会費・寄付金での運営のため、(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)の事業や活動(活動経費等含む)は、会員である認定カウンセラーに委託しています。

(1)の事業は、拠点からの転送で電話相談受付をしています。(宇佐市と大分市に活動の拠点があります。

(8)の事業は、県外の在住の会員は県をまたぐ事業となるため、感染症防止で当法人は休止しています。

他の活動団体(カウンセリング研究協会等)の案内があれば、当法人会員も希望者は参加予定です。

2 事業の実施に関する事項

(特定非営利活動に係る事業) 具体的な実施状況別紙添付

定款の事業名	事業内容	(A) 実施日時	(B) 実施場所	(C) 従業の人数 世話人	(D) 受益予定者の 範囲 (E) 人数	支出額 (円)
① 心の相談支援やカウンセリング・心の居場所づくり事業	<p>悩みを抱えている方の相談を受け付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料（電話）相談 <p>（認定カウンセラーに委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談（面談） ・傾聴ボランティア ・エンカウンターグループで思いや悩みを話し合いながら精神的な支援や居場所づくりをする 	<p>随時 （カウンセラーの対応）</p> <p>毎日 10:00～17:00 随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定カウンセラーの活動開催日：長崎、山口、大分、小倉等の会場の開催日 	<ul style="list-style-type: none"> ・宇佐登録事務所 ・大分活動事務所 ・カウンセラー活動会場：宇佐、大分、長崎、山口、 ・宇佐登録事務所 ・大分活動事務所 ・富野の会場 ・長崎（彼杵） ・山口（児童館） 	<p>宇佐 2 名 大分 4 名 山口 1 名 長崎 1 名</p> <p>カウンセラー 3 名</p>	<p>(D) 青少年と家族・一般</p> <p>(E) 延べ相談件数約 70 件 (内：宇佐 60 件、大分 20 件、その他カウンセラー受け件数未定)</p> <p>(D) 悩みを抱えている一般の方不特定多数・会員</p> <p>(E) 延べ 80 人</p>	70,000 円 (電話代等)
② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業	<p>（認定カウンセラーに委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等・障害児の保護者，又は障害者の介護を行う者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間数 1 か月 150 時間 8 時 30 分～17 時 	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人の事務所 ・相談者の自宅や介護者の事業所 	<p>相談支援専門員（カウンセラー）1 名</p>	<p>(D) 障害者等・障害児の保護者，又は障害者の介護を行う者</p> <p>(E) 80 名</p>	0 円

<p>③ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</p>	<p>(認定カウンセラーに委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて情報の提供・助言 ・福祉サービスの利用援助 ・専門機関の紹介 	<p>・勤務時間数 1 か月 150 時間 8 時 30 分～17 時</p>	<p>・当法人の事務所 ・相談者の自宅や介護者の事業所</p>	<p>相談支援専門員 (カウンセラー) 1 名</p>	<p>D) 障害者等・障害児の保護者, 又は障害者の介護を行う者 (E) 80 名</p>	<p>0 円</p>
<p>④ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</p>	<p>(認定カウンセラーに委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等で自宅で生活を続けるうえで、介護が必要な人がその人らしい日常生活を送ることができるよう適切なサービスなどを調整するケアマネジメント業務 ・ケアプラン作成・定期的なモニタリング 事業者や関係機関との連絡・調整等 	<p>・月 160 時間 平日の 8 時 30 分～17 時 30 分</p>	<p>・当法人の事務所 ・高齢者の自宅や支援事業所等</p>	<p>介護支援専門員 (認定カウンセラー) 1 名</p>	<p>(D) 要介護者 1～5 の認定を受けた利用者 (E) 25 人</p>	<p>0 円</p>
<p>⑤ 介護保険法に基づく介護予防支援事業</p>	<p>(認定カウンセラーに委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターから依頼を受けて、介護予防支援 (主に要支援者等の高齢者の健康の維持、生活の安定のために必要な援助を総合的に行う) ・介護予防ケアプラン作成・定期的なモニタリング 事業者や関係機関との連絡・調整等 	<p>月 160 時間 平日の 8 時 30 分～17 時 30 分</p>	<p>・当法人の事務所 ・高齢者の自宅や支援事業所等</p>	<p>介護支援専門員 (認定カウンセラー) 1 名</p>	<p>(D) 主に要支援 1・2、事業対象者の認定を受けた利用者・地域の高齢者 (E) 6 名</p>	<p>0 円</p>

⑥ひきこもりや不登校のこども及び家族の支援	(認定カウンセラーに委託) ・個別相談 ・カウンセリング学習会 ・子育て支援講座 ・個別カウンセリング ・グループカウンセリング、 ・児童施設や放課後デイの利用の子供や親の支援	不定期 (支援団体からの依頼等)	・宇佐会場 ・大分会場 ・山口会場 (児童館、金路 ・下関市の支援事業所 ・大分会場	認定カウンセラー3名	不適応を起こしている児童・青少年や成人等の家族等 E) 相談を受けた人数	0円
⑦食を通してのコミュニケーションの場の提供事業	(認定カウンセラーに委託) 店舗あり。(集客) ・体に良い食材を利用してお弁当づくり。 ・飲食をしながら、談話を通しての関係づくりと傾聴等で精神的な支援 ・癒しの空間づくり等 ・カウンセリング学習会開催	週3～5日	・長崎市 (店舗あり。弁当作り・配達) ・北九州市 (店舗あり、喫茶等)	カウンセラーを学んだ。カウンセラーや会員	(D) 青少年や一般成人の不特定多数 (F) 集客数	0円
⑧ワークショップ・講演会開催事業	・森林環境を利用した心を育てる体験学習として、1泊2日の宿泊を行い、自然観賞やふれあいの機会を持つ。 当法人は感染症予防のため中止予定	当法人会員希望者参加 ・関係団体大分県カウンセリング研究会主催のワークショップ：10月24～27日予定希望者は参加 ・R7年3月、立春の集い(リモート講演会)希望者は参加	宇曾山荘	名	(D) 当法人の会員 (E) 3～5名	0円 (ワークショップ・講演会等開催時は会場費や備品等の支出が発生する。)

活動事業の状況を記入してください。定期的に行っている場合は、概要を記入してください。